

お客様各位

令和3年8月20日
株式会社 福岡中央銀行

福中銀ビジネスネットバンキングの暗証番号省略化 および利用規定改定のお知らせ

平素より福中銀ビジネスネットバンキングサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では令和3年9月20日（月）より、福中銀ビジネスネットバンキングサービスの暗証番号省略化および利用規定の改定を行います。

現在、取引する際は4桁の暗証番号を3種類（「照会用暗証番号」、「振込・振替暗証番号」、「確認用暗証番号」）をご利用いただいておりますが、暗証番号省略化に伴い、「振込・振替暗証番号」のみでお取引をご利用いただけるようになります。

お客様にはご認識のほど、よろしくお願いたします。

記

1. 暗証番号省略化および利用規定改定の実施日

令和3年9月20日（月）

2. 暗証番号省略化における変更内容

- ・照会用暗証番号の省略
- ・確認用暗証番号の省略

※振込・振替用暗証番号は現行通り使用していただきます。

暗証番号省略化後の画面を一部掲載いたします。

残高照会画面

<暗証番号省略化前>



<暗証番号省略化後>



振込振替 実行確認画面

<暗証番号省略化前>



<暗証番号省略化後>



3. 利用規定の変更内容

本件、暗証番号省略化に伴い利用規定の改定を行います。

また、柔軟なサービス提供を行うため、第12条 サービス内容・規定等の変更の利用規定の改定を行います。なお、上記に関しては、民法第548条の4第2項に基づき、改定を行います。

変更前	変更後
<p>第2条 利用申込</p> <p>2. 申込手続</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用の申込みに際して、当行所定の方法により契約者の「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「<u>照会用暗証番号</u>」、「振込・振替暗証番号」、「<u>確認用暗証番号</u>」(以下総称して「パスワード」および「暗証番号」といいます) その他必要な事項を届出るものとします。</p>	<p>第2条 利用申込</p> <p>2. 申込手続</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用の申込みに際して、当行所定の方法により契約者の「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「振込・振替暗証番号」(以下総称して「パスワード」および「暗証番号」といいます) その他必要な事項を届出るものとします。</p>
<p>第12条 サービス内容・規定等の変更</p> <p>1. 規定の変更</p> <p>(1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、<u>この</u>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p>	<p>第12条 サービス内容・規定等の変更</p> <p>1. 規定の変更</p> <p>(1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p>
<p>第12条 サービス内容・規定等の変更</p> <p>1. 規定の変更</p> <p>(2) 前項による<u>この</u>本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、<u>公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第12条 サービス内容・規定等の変更</p> <p>1. 規定の変更</p> <p>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容 <u>および効力発生時期</u> を店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。</p>